

高額療養費制度（病院での窓口負担の軽減）について

窓口での支払いが高額になる場合、自己負担額を所得に応じた限度額まで抑えることが可能となります。

オンラインで区分確認、または『限度額適用認定証』や『限度額適用・標準負担額認定証』を提示していただくことにより、下記所得区分の自己負担限度額までの負担となります。（差額ベッド代、食事代等は対象外）

1階 総合案内にて情報提供に同意を頂くと、オンラインで区分の確認をさせていただきます。確認ができれば、ご自身の限度額適用認定証の準備が不要となりました。

また、入院月であれば事前に確認が可能です。（月ごとの確認となります）

情報提供の同意をされない方は、一旦入院費を当院にお支払いいただいた後、保険者に高額医療費の払い戻しの申請をお願いします。

【70歳未満】※月ごと

	所得区分	自己負担限度額(月額)	多数該当(*)
ア	年収約1,160万円~の方 健保:標準月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770~1,160万円の方 健保:標準月額53~83万円未満 国保:年間所得600-901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370~770万円の方 健保:標準月額28~53万円未満 国保:年間所得210-600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	~年収約370万円の方 健保:標準月額28万円未満 国保:年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税の方	35,400円	24,600円

【70歳以上】※月ごと

所得区分	保険割合	自己負担限度額(月額)		多数該当(*)
		外来	入院	
現役並み	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
		167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	2割 又 1割	18,000円	57,600円	44,400円
非課税等		8,000円	24,600円	-
住民税			15,000円	-

(*)：多数該当とは、診療月以前の直近1年間において、医療費が自己負担限度額に達したことが年3回以上ある場合、4回目からは多数該当となり、自己負担額がさらに軽減されます。

・注意事項

- ・1日から月末までの計算になります。
- ・同じ医療機関でも、「入院」と「外来」、「医科」と「歯科」は別々に計算します。

認定証提出の場合、診療月の翌月に提出されますと、ご利用できない場合もございますので、発行後、速やかにご提示お願いいたします。